

## (2) 未普及競技育成事業要綱

(趣 旨)

第1条 国民体育大会等で開催される競技で、未普及競技の普及及び組織整備のための活動費を助成する。

(指定の基準)

第2条 競技人口が少ない競技とする。

2 一部の地域での活動であり、県下全域の活動となっていない競技とする。

3 参加点の確保が困難な競技とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、実績報告において決算額が補助金額に達しない場合は、その差額を返納するものとする。

(1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 負担金

(5) 役務費 (6) 使用料及び賃借料 (7) 備品購入費

(補助金の交付申請)

第4条 指定された競技団体は、補助金交付申請書(様式1-1)を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会会長(以下「会長」という。)は、補助金の交付申請書の提出があり、提出された事業計画書について、SSP基金等管理委員会が定めた基準により審査を行い適合すると認められる場合は、補助金の交付決定を行い申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、概算払いにより交付することができる。

2 補助金交付請求書は、様式3のとおりとする。

(実績報告)

第7条 補助金交付決定を受けた競技団体は、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式4-2)を添付して会長に提出しなければならない。

2 実績報告において、決算額のうち補助対象経費の合計額が、交付額に達しない場合は、期限を定めてその差額の返納を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第8条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一、別表第二及び別表第五の規定によるものとする。なお、取得財産等を処分する場合は、取得財産等廃棄処分申請書(様式

1-4)を提出し、会長の承認を受けること。

3 取得財産等については、会長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 会長の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(経理の監査)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業にかかる経理について監査を行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。
- 2 平成21年11月2日一部改正
- 3 平成23年6月10日一部改正
- 4 平成25年4月1日一部改正
- 5 平成26年4月1日一部改正
- 6 平成26年6月10日一部改正
- 7 平成27年3月12日一部改正
- 9 平成28年3月10日一部改正
- 10 平成29年3月7日一部改正
- 11 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行
- 12 令和3年4月1日一部改正、同日施行。